

# 公益法人が行う保険(共済)事業と保険業法の関係について

《 金融庁 》

保険(共済)事業を行っている公益法人は、新法人への移行登記(移行期間：平成20年12月1日～平成25年11月30日)と同時に、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人いずれも保険業法の規制対象となります。

※ 新法人への移行登記までは、現行と同じ取扱いのままです。

平成18年4月1日時点から現在まで共済事業を行っている公益法人においては、新法人への移行登記まで(平成25年まで)に、下記のように、保険業法に則した対応をお願いします。

(1) 共済事業契約による保障内容を継続する場合には、新法人への移行登記に併せ、以下の対応が考えられます。

- ① 新法人(一般社団法人など)を少額短期保険業者(\*)に登録し、共済事業契約を継続する。
- ② 既存の保険会社や、新しく設立する保険会社に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ③ 既存の制度共済(生協・事業協同組合など)や、新しく設立する制度共済に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ④ 給付金額を、慶弔見舞金として社会通念上妥当な金額の範囲内に変更して継続する。
- ⑤ 保険会社との間で、当該共済事業に類似した内容の団体保険を締結して、実質的に継続する。

\* 少額で短期の保険のみの引受けを行う少額短期保険業制度を新しく設けました。

○ 保険契約の上限額	： 死亡保険	300万円	○ 保険期間の上限	： 死亡保険・医療保険	1年
	医療保険	80万円		損害保険	2年
	損害保険	1,000万円	等	○ 最低資本金	： 1,000万円

(注) 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人いずれも、当該法人形態のままで、少額短期保険業者の登録が可能です。

(2) 共済事業契約を新規に契約せずに保険金の支払い等のみを継続して行う場合で、新法人への移行登記までに共済事業契約のすべての契約が終了する場合には、特段の対応は要りません。

ただし、新法人への移行登記後においても共済事業契約が残存する場合には、新法人への移行登記後1年以内に、他の保険会社に共済事業契約を包括移転して継続するなどの対応が必要になります。